

平成 26 年度

宮田村教育委員会 2 月定例会々議録

1 開催日時：平成 27 年 2 月 25 日(水) 13:30~17:15

2 開催場所：宮田村民会館 第 1 研修室

3 出席委員

- (1) 篠田 秀児 委員長 (以下「委員長」と表記。)
- (2) 池上 由美子 委員長職務代理者 (以下「職務代理」と表記。)
- (3) 鷹野 綾子 委員 (以下「鷹野委員」と表記。)
- (4) 古藤 祐巳子 委員 (以下「古藤委員」と表記。)
- (5) 平澤 武司 教育長 (以下「教育長」と表記。)

4 欠席委員：なし

5 その他、会議に出席した者の氏名

- (1) 小林 敏雄 教育次長 (以下「次長」と表記。)
- (2) 北原 敦 学校教育係長 (以下「学校係長」と表記。)
- (3) 原 寿 子 子育て支援係長 (以下「子育て係長」と表記。)
- (4) 酒井 秀貴 生涯学習係長 (以下「生涯係長」と表記。)

6 教育委員長あいさつ

委員長：川崎の中 1 殺害事件は、イスラム国の荒っぽい雰囲気の影響している気がする。事件を社会全体の問題として捉え、暴力化していることに注意を払う必要があるのではないかと。正常な学校教育を行うことが大事と感じるが、皆さんはいかがでしょう。本日もよろしくお願ひしたい。

7 会議録の承認

- ・ 12 月定例会 (事前配布)
- ・ 1 月定例会 (事前配布)

次 長：内容を確認後に、会議録に署名してください。

委 員：了解。

8 議 題

(1) 議 事

議 1 号 平成 27 年度一般会計予算 (案) (教育関係) について (資料 1 1 ページ)

次 長：資料により説明

- ・ 民生費のうち、教育関係分について説明。
- ・ 子育て世帯臨時特例給付金事業がなくなったので 1,300 万円の減。
- ・ 保育料の減免で輝く子育て応援事業が 1,000 万円の増。保育所運営事業は正規職員が 3 人増えるので増。東保育園のエアコン設置は中止。工事以外は、ほぼ認めていただいた。
- ・ 教育費について説明。
- ・ 教員住宅管理事務は外壁を改修した。教員住宅としては家賃が高めなので、前回の改正

から3年が経過する、平成28年度に向けて下げること検討する。

- ・中学校施設・整備事業は、中学校のトイレ改修工事が見送られ減。中学校教育振興事務は少人数学習と補習の支援のために村が採用している支援員の経費で増。
- ・学童保育事業では、支援が必要な子が増え指導員の経費が増えたが、新たな補助金である程度カバーできた。
- ・うめっこ塾運営事業として、アンサンブル信州のコンサートを鑑賞するため、駒ヶ根市までの交通費として50万円、残り130万円は学校で指導してもらうためのもの。
- ・図書館管理運営事務は図書館の管理にPCを使っているが、今まで使っていた伊那市のサーバーが更新時期となり使えなくなるため、1,200万円を5～6年の分割で支払う。
- ・文化財保護事業は、本陣の工事を2年でやる予定だったが、県から補助金を全額もらえるように、平成28年度までかけて実施する。
- ・村民会館管理事務は、大ホールのイスの出し入れ稼働をやめる予定で、保守料が減額になっている。ホールをフラットにして使用するのは年数回で、12月以降はイス固定のまま使用する予定。
- ・教育委員会関係は、計589,000,000円で、約900万円の増。村全体の予算は緊縮だが、人件費等の予算が主なので、なかなか削れない。予算書ができたら見ていただきたい。

委員長：中学校のトイレは結局どうなったか。

学校係長：一部を、トイレ全体の清掃と光触媒で臭気対策をした。床の排水口が詰まっていたので排水溝を空ける工事をしている。臭気は1/3に落ち、改善しつつある。

次長：詰まっていたものを流し、汚れを水洗いしたので、強い臭いはおさまった。大掛かりな工事をしないで済むのではないか。和式から洋式への改修工事や、壁の塗りなおし工事程度で済むかもしれない。2年を待たずに、補助金が受けられるよう県に要請している。

教育長：卒業式などで、(現場を)見ていただければありがたい。

委員長：子育て支援事業のごみ処理機の件は議論があったか。

次長：みらい創造課との打合せで受けた説明で、家庭ゴミの減量化に直接関わるわけではないが、コストダウンのために学校・保育園の厨芥ゴミ処理のために、小学校に設置する方針が決まったと聞いた。

- ・設置場所の案はいくつかあったが、最終的にごみ処理機は中学校には設置せず、予定通り50kgの処理能力の機械を小学校だけに設置し、西保育園と中学校の厨芥ゴミを処理する。

- ・これまで厨芥ゴミは、肥料にする循環型を考えてきたが、コスト面で機械処理とした。

教育長：東保育園の様子はどうか。

古藤委員：東保育園では、バケツを持つ保護者を見かけることが少ない気がする。

教育長：駒ヶ根市はEM菌で環境対策が進んでいる。情報得ながら検討したい。

議2号 平成26年度一般会計補正予算(案)について (資料1 3ページ)

※予算の執行に支障のある予算資料、会議録は非公開とします。

議3号 教育委員会制度改革について

①宮田村総合教育会議設置要綱

(資料1 9ページ)

次 長：4月以降、村長が総合教育会議を開催する。会議の事務局は総務課に置くことになっているので、村長部局で会議を進めていく。

- ・要綱は作らなくても良いが、県の方式に合わせて要綱を策定する。
- ・教育委員会ではなく、総務課が提案する。

教 育 長：総合教育会議は、村長が設置するので村長が召集する。今までの教育委員会は、教育委員が主催者だったが、総合教育会議は、村長が主催者になる。3月中に召集がかかるかもしれない。

次 長：平成27年4月1日施行なので、それ以前に召集があればこの制度とは異なる。

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正にともなう、上伊那の条例等の設置状況について、資料により説明。
- ・上伊那と県の状況を比較すると、総合教育会議の要綱策定について、「教育委員会へ事務委任又は補助執行可」の但し書きが宮田村には入っていないが、これで実施できる。
- ・伊那市は、要綱は策定しないと聞いている。
- ・教育大綱は、会議を開いて村長の意向で決めるので、現在は白紙。

②職務に専念する義務の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(資料1 10ページ)

次 長：資料により説明。

- ・「職務に専念する義務の特例に関する条例」については、いずれも「教育委員長」が「教育長」に改正されているが、内容の変更は特にない。
- ・教育長代理になる、事務局の事務も含めて常勤の教育長の代理を行うことになり、非常勤の教育委員では荷が重い。事務の部分は、職員に委任できる。
- ・職務代理者の報酬については、県からの例示もあるので、今後審議会にかけていただく。今年も、現状と同額を使う。
- ・条例は4月から施行するが、現に在職する教育長の在職期間の平成29年10月9日までは、附則により改正前（現在と同じ制度）のまま。
- ・村条例に関わる改正は、3月議会で総務課が提案する。法改正にあわせ、新教育長等の基本的な条例改正は、3月に行い、詳細に関わる規則などは、今後整備していく。

委 員 長：職務代理は仕事が増えるのか？ 教育長代理は、事務局内から代理を出すことになるのか。

次 長：職務代理は、これまでは委員長の代理のみだったが、新制度では委員長と教育長の代理となるので、教育長の事務にも関わってくる。基本的には非常勤の報酬で常勤をすることになるので、事務局の業務まで代理することは難しい。事務は、事務局職員に委任することができるので、その方法が良いかと思う。職務代理者、事務の委任者は、新教育長が指名することになる。

議4号 子ども・子育て支援法に基づく条例改正等について

- ①宮田村特定教育・保育給付等に関する利用者負担額を定める条例 (資料2 1 ページ)
- ②宮田村特定教育・保育給付等に関する利用者負担額を定める規則
- ③宮田村小学校就学前子どもの教育及び保育に関する規則 (資料2 10 ページ)
- ④宮田村保育所管理規則の一部を改正する規則 (資料2 13 ページ)

子育係長：資料により説明

- ・保育料については、これまで保育料徴収条例でやってきたが、廃止し、認定子ども園や新しい制度に移行する幼稚園を含めて保育料を定める「宮田村特定教育・保育給付等に関する利用者負担額を定める条例」を制定した。
- ・保育料負担額を定める規則の「利用者負担額に関する経過措置」では、保育料負担額の階層区分が、「所得税」から「住民税」に代わったことで、年収が変わらないのに保育料の階層が変わる方が出る。2階層上がる場合は、1階層に止める経過措置をとる。
- ・国の表示で分りにくかった「保育短時間」を、村の「保育標準時間」にし、これに3時間の長時間を含めた時間を「保育長時間」とした。2～4階層は額を下げ、ほかは額の変更なし。長時間保育料についても同様。(後日、県から通知があり、一部変更)
- ・小学校就学前の子どもの教育・保育に関する規則は、保育の必要性を認定し保育を受ける手続きを定めたもの。これまでの、「保育に欠ける」から、「保育の必要」に条件が変わった。
- ・村の保育園を利用される方については、規則は変わったが、書式が少し変わった程度。宮田村保育所管理規則の一部を改正する規則では、これまで条例で「保育の必要を認めた」となっていたが、今後は「国の基準で利用決定された」となるので、そのように書き直されている。

委員長：何か質問はありますか。

子育係長：これまでは保育所運営懇談会で保育料改定について(教育委員会に)諮ってきたが、今回は、「子ども子育て会議」を設置して諮問をお願いしてきた。内容を検討して答申をいただいた。答申では、平成27年度については保育料は変更しないことになった。来年度8月までは平成25年度の所得で算定した保育料。9月からは、平成26年度の所得で算定する。以前は、7月に再算定していたが、9月に変わる。

- ・子ども子育て会議では、今後1子2子についても減額を検討するよう提言をいただいている。

委員長：階層区分の工夫で対応するのか、実質的に減額するのか。

子育係長：具体的な中身まで入った提言ではない。輝く子育て事業では4子は同時入園でなくても0円(10割軽減)だが、1人又は2人の入園には措置がない。これについても、引き続き検討していただきたいという話があった。

委員長：よろしいですか。

議5号 遊ゆう広場の利用者負担額の変更について

①宮田村地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱 (資料2 15ページ)

子育て係長：うめっこらんどで行っている遊ゆう広場の利用料金を改定する。村外の方の利用料を改定する。(平成25年度に戻す。)この件は、3/4の「うめっこらんど運営委員会」で意見をいただく。

次 長：昨年4月に両方安くしたが、村外の利用が多すぎるので村外の料金を前回並みに戻す。

委員 長：了解でいいか。

議6号 保育料助成事業について

①宮田村輝く子育て応援条例の一部を改正する条例について (資料2 17ページ)

子育て係長：保育料助成割合を増やし、第3子は3割から8割に、第4子は5割を10割にした。

委員 長：よろしいか。

議7号 準要保護の認定(新規)について (別紙)

※個人情報が含まれるため、資料及び会議内容は非公開とします。

(2)報 告

報告1号 教育委員会活動報告(教育長報告) (2ページ)

次 長：資料により説明。

報告2号 うめっこ塾運営委員会について (3ページ)

次 長：資料により説明。

・昨日、「うめっこ塾運営委員会」がスタートした。

教 育 長：土曜に小学校では体験的な活動、中学校では補習的なものを月に1回行っている。講座の内容が子どもたちにとってふさわしいかどうかなど提言をもらうための会として発足し、年3回行う。来年度も信州高遠青少年自然の家が予算を取り積極的に関わってくれている。来年度開始前に予定を報告し、審議していただいた。

報告3号 子ども・子育て支援計画の策定状況について (資料3)

次 長：新制度がスタートし、支援計画を策定するため意見を聞いた。これは「案」なので、意見をいただければと思う。

子育て係長：資料により説明。

・平成25年11月から会議を7回開いて検討してきた。平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から新制度に移行する。保育園・幼稚園を含め、「子ども・子育て支援」の計画を策定し、今後どのように実施されるのか、進捗状況を市町村ごとにチェックすることが義務付けられる。

- ・計画の「基本方針」にある「基本理念」は、これまでの「次世代育成支援対策」の理念を引き継いでいる。施策の基本目標については、「子ども・子育て支援の新制度」について、国が必須事項としている、①から⑤を記載した。
- ・国は、待機児童をなくす方針で新制度を作成した。宮田村には、待機児童がないが、国の必須事項なので記載してある。
- ・3歳以上は、現在の定員内で受入れが可能。定員は現状のままでよい。
- ・計画の基本方針、「4. 量の見込みと確保方策」については、家庭的保育事業と小規模保育事業等は、宮田村には待機児童もなく、保育が充足しているので、今回は見込まない。
 - ・「(3)地域子ども子育て支援事業の料の見込みと提供体制の確保」については、補助事業として、これまで①から⑬をやっていた。今回も、アンケート結果から、量の見込みを推計した。
 - ・「②延長保育事業」は、日曜日の延長保育事業を平成28年度から実施するが、日曜日が出勤で、平日が休日の場合、日曜は預かるが平日は家庭で見ってもらうことで実施を見込む。
 - ・「⑥-1 養育支援訪問事業」は、要支援の家庭の要保護児童対策として支援する。平成28年度から、国・県の補助金で体制を作る予定。
 - ・「⑨病児保育事業」は、既に要望があるが、近隣市町村との共同実施に向けた協議を続けながら実施を目指す。
- ・第4章の施策の展開では、数値ではなく文言でそれぞれの実施の仕方を書いた。特に「方向性」の、「新規」・「拡充」の欄を重点的にご覧いただき、ご意見をいただきたい。
- ・3月前半にパブリックコメントをいただき、議会全員協議会に諮って冊子にまとめる予定。

委員長：8ページの、外国人登録人口とは具体的にはどういうことか。

次長：永住外国人や、役場の窓口で外国人登録した人数。中国研修生もかなりいると思う。

委員長：文中の、「人数」を「量」というのは、国の言い方か。

子育て係長：人に対し「量」はなじまないが、国の言い方。

次長：変更できるか確認する。

教育長：意見はいつまで出せばいいか。

子育て係長：明日までに出していただければ。

報告4号 男女共同参画行動計画の策定状況について (資料4)

生涯係長：資料により説明。

- ・今後のスケジュールと進捗状況について報告。
- ・今回は、3/10に開催し、3/19までパブリックコメントをとり、3月議会に間に合わせたい。分りやすくという意見を反映し、目標を以前の5つから3つにした。
- ・1は地域・意識、2は労働、3は家庭とそれぞれにおいて目標を立てた。各施策では目標値を記載し、見やすいレイアウトで冊子を作成する。委員のご意見もいただいて進めたい。

委員 長：男女差について、具体的にどんな話が出たか。

生涯係長：アンケートでは、共同の意識のある人もいるが、まだまだ家庭でも男女の役割分担があるという意見が多く、慣習が解消されていないことが話題になっていた。

委員 長：教育委員会は、率先して女性の割合が高い。

教育 長：家庭を意識しているのはいいが、企業との連携が必要。職場で性差別的言動で悲しい思いをしている人がいる。こちらが事務局になり、企業の人権について研修会を開くなど商工会と連携してやっていいと思う。そこで具体的な目標を作ることができる。添付する写真も検討して、保育園、学校、ゲートボール場の様子などを使ってはどうか。

次 長：宮田村の企業内同和（人権）教育推進協議会は、目標を達成したということで解散したときいている。

- ・上伊那地方企業人権教育連絡協議会は、企業の事担当者を中心に、毎年、研修会を開催している。担当は総務課。組織や事務局はない。

委員 長：次へ。

報告 5 号 子育て応援プレミアム商品券について (4 ページ)

次 長：子育て支援事業として進めている事業。

- ・村のみらい創造課で発案し、商品券の管理は商工会で行なっている。子育て応援プレミアム商品券を購入する引換券の交付手続きだけ、子育て支援係が行う。

子育て係長：資料により説明。

- ・国から補助金が出るので、多子世帯に対する支援の一環として、中 3 以下の子どもを含め子どもが 3 人以上いる世帯に、商品券 12,000 円分を 8,000 円で販売する。

- ・一家庭 1 回限り、3 セットまで購入できる。事前に申請してもらうが、100 人位申請済み。200 世帯の見込み。

- ・新入学用品の購入にも対応できるように、3/1 発売開始で 3/31 まで購入でき、6/30 まで使用できる。

委員 長：すべてはけそうか。

次 長：200 世帯は、裏づけのある数字ではない。全てはけないかもしれない。

報告 6 号 子育て情報共有化委員会③・④について (5 ページ)

次 長：資料により説明。

- ・情報共有が十分できるように、検討会議を開いた。これまでも報告してきたが、第 3 回、第 4 回が開催され、一旦終結したので報告する。

- ・支援が必要な子どもの親は、どこにどう相談すればいいのか分からなかった。HP を見ても「発達障害」の言葉は出てこない。

- ・今後は、広報を的確に行い、相談をどこにしたら良いか、明確にしていく。相談内容は、支援関係者で共有し、個々の状況にあった支援をしていく。

- ・相談に対応できるように、職員のスキルアップを図り、事務局内の情報共有、支援を要

するお子さんの防災対策の検討等について話し合った。

- ・マニュアルを作り、報告したい。これまで支援が必要なお子さん全員に、十分な支援ができていなかった。保護者が受け入れられない風潮もあり、地域全体への啓発を行い、当事者はもちろん、周りの方にも理解が得られるようにしていきたい。

- ・厚労省の研究では、5歳児健診で支援が必要なお子さんと判断されても、3歳児健診では、障がいの特性が出ていない例もある。

- ・宮田村では、小中学校の学年が上がるにつれ、支援が必要なお子さんの人数は減っている。しかし、平成24年度からは、保育園等において支援が必要なお子さんが増えているため、加配保育士や、学校の支援員も増えている。経費面で大きく増えており、早く手立てをしないと大変なことになる可能性がある。

教 育 長：将来展望が暗くなつてはいけない。見る目が肥えてシビアになったせいかもしれない。

- ・調査結果だけを100%鵜呑みにするのではなく、ひとつのデータとして捉える。大きくなるにつれ減っているのはいいことで、教育で立派に育っているということか。

委 員 長：テストのチェック項目は同じか。

次 長：内容は同じだが、テストまで行なう必要があるお子さんは少ない。何回も行なうと慣れてしまい、適正なデータが取れない可能性がある。

- ・特別支援学級に行く知的障害のお子さんは、何年も変わらず、2%程度と聞いている。情緒障がいなど、発達障がいの支援が必要なお子さんは増えている。

教 育 長：1歳児健診でどんなテストをしているか皆さんはご存知か。見学研修が必要か。

職務代理：調理室のスリッパの件はどうなったか。

生涯係長：アンケート結果はスリッパを履く方に賛成が多かった。

次 長：消毒と費用を検討しているが6月補正にしか間に合わない。30人分のスリッパと棚、抗菌対策も必要で、料理を隣の部屋へ運ぶには履き替えるか手渡しが必要で、利用する人は大変。アンケート回収率は30%程度だった。

職務代理：現状に対する意識がなくてアンケートに答えるのは、深く考えない傾向がある。履き替えの煩わしさや、水に濡れて滑る危険性も聞いている。刃物を使うところでスリッパの歩行はいかがか。保健所は、靴については衛生上問題ないという話でもある。

教 育 長：考慮の余地はあるのか。料理に使う人に聞いたのか。

次 長：無記名なのでアンケートの回答者は誰かはわからない。靴のままで入る今の宮田村方式が良いと、他市町村の方が割高な料金を払ってまで利用された方もいた。

- ・登録団体の皆さんには、使用方法が変わるかも知れない。とは言っている。
- ・村から提示された、1万円でスリッパを買い、靴とスリッパが別々における棚を用意して、スリッパの滅菌まで対処をするのは難しいと思う。

職務代理：ファミサポの利用が少なかったことについての考えを伺いたい。

- ・ファミサポ利用者の申し込み場所が、村民会館とうめっこらんどだけ。登録申し込み用紙の提出窓口を、保育園などにも広げ、使いやすくないか。

- ・必要なときは急にやってくるので、利用するか未定でも、とりあえず登録できるように

してはどうか。

子育て係長：ファミサポの考え方は、登録しておけばいつでも利用できるという福祉サービスではなく、会員制のボランティア団体。ボランティアでやりたい人と、やってもらいたい人の仲立ちをするもの。利用する前に、お互いの相性を確認し、基本1対1の対応になるので難しいと思う。

次 長：ファミサポを周知する広報の意味も含め保育園の窓口に置くのはいいのではないか。

職務代理：突然助けが必要になったときはどこに行けばいいのか。

子育て係長：保育園の一時保育。夜間も必要だと、わが家さんで対応できるか。ファミサポはプロではなくボランティアなので、事前に斡旋し顔合わせしておく。

教 育 長：そのような場合、何とか対応できる方策は無いか、研究して検討してもらう必要がある。

9 その他

(1) 当面の日程について (9 ページ)

次 長：資料により説明。

(2) 県教育委員会情報 (11 ページ)

次 長：平成27年度長野県教育委員会基本方針素案が出ていたので参考にさせていただきたい。

(3) その他

・宮田村議会開会 3/2 9:00 委員長あいさつ(施政方針)

委 員 長：村議会でのあいさつ文は方針演説なので、皆さんに読んでもらい意見をいただきたい。

・子どものアレルギー講習会 (12 ページ)

子育て係長：4/9 エピペン講習会を実施。小児科医師を招きエピペンの使い方中心の講習をする。

・村民運動会について (区長会の意見) (13 ページ)

生涯係長：2/10 区長会の報告。

・あまり面白くないという意見と、やった方が良くという意見の両方あった。全体的には、村がやれば区は協力するという事だった。新田は参加しない方向で区としてまとまっている。やる方向の意見が多いことを村長に伝える。

次 長：それ以前に分館長・主事・体育部長で話した。賛成6、中間1、反対4の結果を持って区長会で話した。結果としては新田以外やるという方向。人集めの苦勞などマイナスを取り除き、地域づくりにつながるよう楽しい内容にしたい。雨天中止になった去年は内容を縮小したが、誰でも参加できるよう工夫する。

委 員 長：運動会はやるということで。

・本日はご苦勞様でした。

・次回定例会：3月24日(火) 13時30分から 村民会館 第1研修室